

## 未来の担い手になる自覚をもって

香川県立高松高等学校 1年 坂賀 憩

### はじめに

「18歳から大人！」父に手渡された消費者庁のチラシ。中央にはロダンの「考える人」風の若者が、悩ましそうに思考するイラストとともに「考える！新成人」の文字が並んでいる。

私は、高校1年生になったが、まだ15歳である。成人は、20歳からであり、成人するのは随分先のことだと思っていた。自分のことをまだまだ子どもだと思っている。それが、18歳の誕生日を迎えれば成人扱いされることになったという。私と同じく、驚きや焦りを感じている中高校生は多いのではないだろうか。

### 成人年齢引き下げの経緯

そもそも、大人とは何だろう。広辞苑によると、

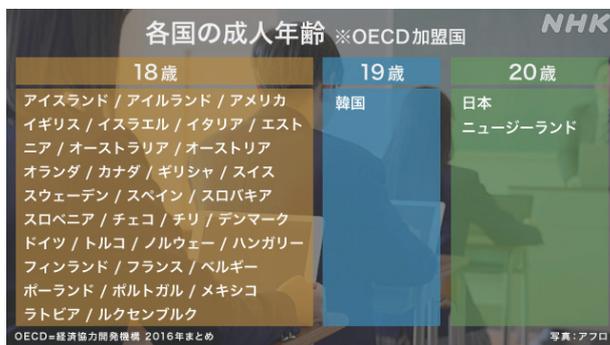
【大人】①十分に成長した人。

(元服または裳着が済み)一人前になった人。成人。⇔子供

②考え方・態度が老成しているさま。分別のあるさま。

とある。言葉の解釈は、納得がいく。では、大人に達する年齢は、時代によってころころ変わるものなのだろうか。

我が国では、成人年齢は、明治9年「太政官布告第41号」で20歳とされて以来、約140年変わらずにきた。2007年5月に憲法改正国民投票の投票権年齢が18歳に引き下げられ、さらに公職選挙法改正により、2016年に選挙権年齢が18歳と定められ、国政上の重要な事項の判断に関して、18歳、19歳を大人として扱うという政策が進められてきた。こうした政策を踏まえ、民法においても、18歳以上の人を大人として取り扱うのが適当ではないかという議論がされるようになったという。



NHK 政治マガジン「4月から成人年齢  
が18歳になぜ？何が変わる？」

2022年3月29日掲載より

図1 各国の成人年齢 (OECD 2016年まとめより)

前掲の「OECD加盟国各国の成人年齢（OECD 2016年まとめ）」から分かるように、「世界的にも、成年年齢を18歳とするのが主流です。このようなことから、今回成年年齢が18歳に引き下げられることとなりました。成年年齢を18歳に引き下げることは、18歳、19歳の若者の自己決定権を尊重するものであり、その積極的な社会参加を促すことになると期待されます。」と国は成人年齢（成年年齢）引き下げの理由を示すパンフレット（民法改正「成年年齢の引き下げ」）を作成する等、国民の理解を求めてきた。

### 成人になるとできること できないこと

18歳への成人年齢引き下げに伴い、これまでの18歳以上に選挙権があることに加え、様々な権利が与えられた。以下に18歳（成人）になったらできることとできないことの一部をまとめた。

18歳（成人）になったらできること	20歳にならないとできないこと（これまでと変わらないこと）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・親の同意がなくても契約できる</li> <li>・10年有効のパスポートの取得</li> <li>・公認会計士や司法書士、医師免許などの国家資格を取る</li> <li>・結婚（男女ともに18歳に）</li> <li>・性同一性障害の人が性別の取扱いの変更審判を受けることができる</li> <li>・普通自動車の免許の取得</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飲酒をする</li> <li>・喫煙をする</li> <li>・競馬、競輪、オートレース、競艇の投票券を買う</li> <li>・養子を迎える</li> <li>・大型・中型自動車運転免許の取得（大型自動車の運転免許の取得は21歳以上）</li> <li>・国民年金の加入</li> </ul>

図2 18歳になったらできること、20歳にならないとできないこと

（内閣府政府広報オンラインより抜粋）

このうち、特筆すべきは親の同意なしに自分の意思で契約ができることだと、私は考える。契約の例として、「家（アパートやマンション）を借りる」「携帯電話の契約」「クレジットカードをつくる」「ローンで車等の高額な商品の購入」「結婚」等がある。

成人年齢引き下げによる問題点を挙げるとすれば、この自由な契約が問題だと感じる。契約は、一度結んでしまうと、簡単には取り消せないこと、そこには大きな責任が生じることをどれだけの若者が正しく理解しているだろうか。私は、今回、初めて知ったことばかりである。

次の資料は、成人年齢が18歳に引き下げられる前の「消費生活相談について」のグラフであるが20歳から24歳までの新成人の相談件数は、未成年の件数を大きく上回っていることが分かる。

## 全国の消費生活センター等に寄せられる消費生活相談について

資料：(独) 国民生活センター（2021年2月末までのPIO-NET登録分）

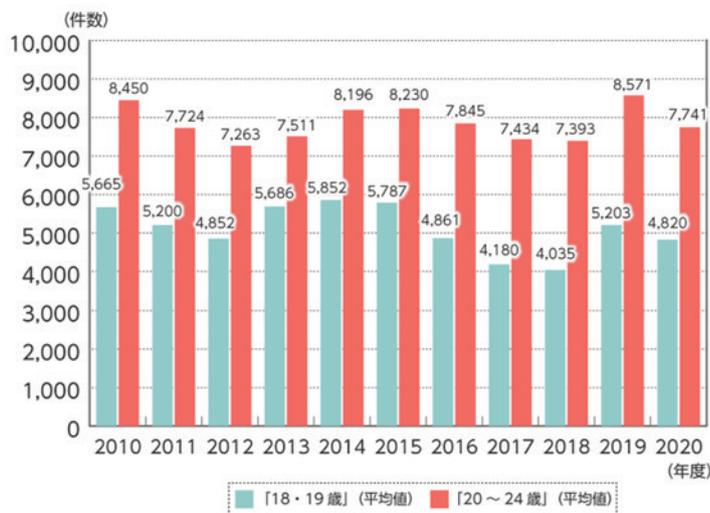


図3 全国の消費生活センター等に寄せられる消費生活相談について「18・19歳」「20～24歳」の年度別相談件数（平均値）

これは、民法で定められた「未成年者取り消し権」によって、未成年は保護されており、親の同意なしに行った契約は取り消すことができるが、新成人は、一旦行った契約を取り消すことが難しく、消費者トラブルに悩む人が多いことをうかがわせる。実際、高額請求されたり、犯罪に巻き込まれたりという事例が多発しているという。成人年齢が2歳も若くなり、知識や社会経験がさらに乏しい新成人は、一層トラブルに巻き込まれることが予想される。

そこで、自由に契約ができるようになるからこそ、自分を客観的に見つめ、「考える人」になるべきである。そのためには、より社会を知ろうとし、正しい判断力をつけることが大切だと考える。

## 現代の幸福観

ところで、国連が毎年発表している「幸福度ランキング」が今年も3月に公開された。フィンランドは、5年連続で1位だという。北欧諸国は新型コロナウイルス感染症拡大後も変わらず、高い幸福度を国民が感じている。日本は世界54位であった。13位ドイツ、17位英国、19位米国と他の先進国と比べて、かなり低い。

私は、この幸福度に興味がある。日本は、「1人当たり国内総生産（GDP）」「社会保障制度などの社会的支援の充実」「健康寿命」の値は高く、上位の国とあまり変わらない豊かな国であるのに、なぜ幸福度は低いのか。どの項目に日本人は不満を抱いているのだろう。調べてみると、「人生の選択における自由度」「寛容度」「国への信頼度（腐敗を感じる程度）」が低い。「人生の選択における自由度」は、人々が働く環境の自由度や言論・報道の

自由度などを指す。ここから、日本の企業がブラックであるなどの働く環境やワーク・ライフ・バランス、表現の自由などの問題が見えてくる。

「寛容度」とは、慈善活動の多さや貢献度などで判断される。日本人のボランティアの少なさや他人に親切にする心の余裕のなさ、そんな社会の中で幸福感を抱くことの難しさが影響しているようだ。

また、高校の「公共」の授業で、青年期について学習した際、下のような資料をもとに、現在は青年期が長期化していると学んだ。

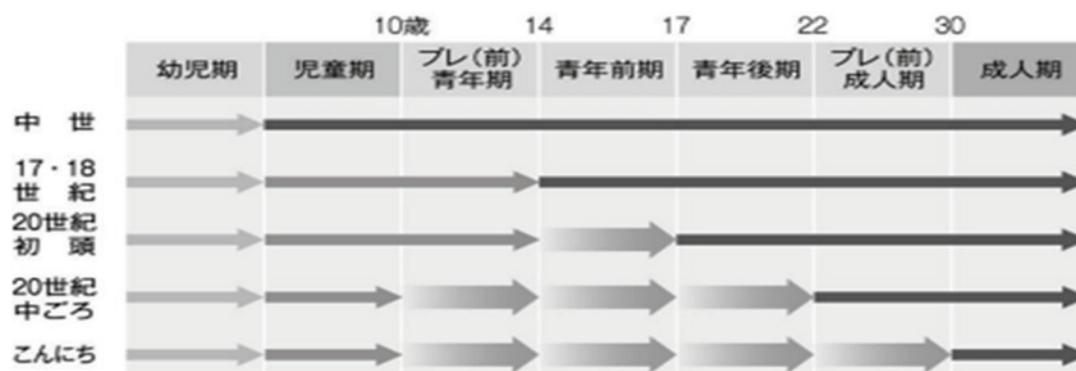


図4 青年期の誕生とその長期化

『フォーラム公共 2022』とうほう（東京法令出版）p 54 参考

最近、発達心理学的には、青年期が14歳頃から始まり、終了時期が22～30歳前までに延びているという。また、社会的な責任や義務の猶予を願う「モラトリアム人間」の増加についても学んだ。

そこで、大きな問題点が、私の中に浮かび上がった。民法という法律が変わり、18歳で成人するという枠組はできたが、実際、その年代の若者は、まだ、広辞苑の「大人」の意味の「②考え方・態度が老成しているさま。分別のあるさま。」には、なれていないのではないか。法律上は、自由を与えられ、責任が伴う立場になったが、「大人になりたくない」「働きたくない」と責任や義務の猶予を願う若者は多い。実は、これが1番の問題ではないだろうか。そして、そう思わせているのは、幸福度ランキングで日本が「人生の選択の自由度」や「寛容度」が低い訳と同じではないかと考える。

さらに、最近、瞬間的な幸せを表す“Happiness”以外に持続的な幸せを意味する“well-being”という言葉をよく目にする。保健体育の授業で、この“well-being”の言葉が初めて使われたWHO憲章（1946年）について学んだ。「健康とは、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態（well-being）であり、たんに病気あるいは虚弱でないことではない。」と。

昨今、持続可能な社会を実現するためにSDGsが叫ばれている。また、新型コロナウイルスによるパンデミックを経験し、人は、瞬間的な幸福や物質的な幸福ではなく、健康で精

神的にも満たされた状態を持続するという当たり前で深い幸せを求めるようになったのではないだろうか。この新しくて、不変の幸福観を満たす社会をめざすことが、日本人の幸福度を上げることに繋がると確信する。

## おわりに

このように、法整備により、18歳以上の自己決定権が尊重された。社会参加を期待されている一方で、いつまでも守られていたいと成熟できない若者たち。本当は、私たち若者だって、自信をもち、自分の手で未来を切り拓こうという気持ちで、大人の世界にチャレンジしていきたい。しかし、コロナ禍での制限のある生活、円安や物価高騰など経済への不安、高齢社会と年金問題や東京一極集中と香川等地方の衰退……など、未来を明るくとらえにくい現実がある。

だが、今回成人年齢引き下げについて調べるにつれ、「知ること」の大切さを感じた。私たちの未来が“Well-being”であるために、選挙権や国民投票権など、手に入れた権利と自由を活用して、人とつながり合う真に豊かな社会で生きていきたい。そのために、国や大人の先輩方に10代の新成人へ自覚を促す主権者教育、消費者教育、法教育などで大事なことを教えていただきたいし、私たちも法や社会を知る努力、考える努力をしていかねばならないと思う。

若いチカラで日本を変えられるかもしれないと互いに信じて。

## 【参考資料】

- ・「18歳から大人！」消費者庁啓発チラシ
- ・民法改正「成年年齢の引き下げ」法務省パンフレット
- ・NHK 政治マガジン「4月から成人年齢が18歳になぜ？何が変わる？【わかりやすく】」

2022年3月29日

<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220329/k10013535591000.html>

- ・NHK 政治マガジン「18歳の新入生から成人に 若者が考える『主権者教育』」2022年4月28日

<https://www.nhk.or.jp/politics/articles/statement/81423.html>

- ・政府広報オンライン「成年年齢引下げって？」

[https://www.govonline.go.jp/tokusyu/seinen\\_18/can\\_do](https://www.govonline.go.jp/tokusyu/seinen_18/can_do)

- ・『フォーラム公共2022』とうほう（東京法令出版）p7、p54、p309
- ・『現代高等保健体育』大修館書店 p6